

別表第3（第2条、第3条、第4条、第8条、第9条関係）

【堺市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱 別表第3（精神障害者（児））】

種 目		児 者 区 分	性 能	基 準 額	耐 用 年 数	対 象 者	備 考
自立生活支援用具	頭部保護帽	者・児	転倒の衝撃から頭部を保護できる次の性質を有するもの A型…スポンジ・革を主材料に製作されたもの B型…スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作されたもの	(A型) 15,656 (B型) 37,852	3	精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	